

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率（%） | 再就職の役員の数（人） | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|-------------------|------------------------------|----------|-------------------|-------------------------------------|---------|---------|--------|-------------|---------|---------------|---------|----|
|                   |                              |          |                   |                                     |         |         |        |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 該当なし              |                              |          |                   |                                     |         |         |        |             |         |               |         |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量                     | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                            | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）    | 予定価格（円）   | 契約金額（円）   | 落札率（%） | 再就職の役員の数（人） | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|----------------------------------|---|------------|--|--|-----------|-----------|--------|-------------|---------|---------------|---------|----|
|                                  |   |            |  |  |           |           |        |             | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| PCB（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物））処理委託 | 支出負担行為担当官<br>佐賀労働局総務部長<br>浦橋武<br>佐賀労働局<br>佐賀市駅前中央3-3-20 | 平成25年6月12日 | 日本環境安全事業株式会社 北九州事業所<br>福岡県北九州市若松区響町1-62-24 | 契約の性質が競争を許さないものであることから予決令第102条の4第3号に該当 | 1,646,400 | 1,646,400 | 100.0  | 0           | -       | -             | -       |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。